

下記の内容につきまして、ご理解とご協力をお願い致します。

1. 感染防止対策の徹底について

感染防止対策の基本は、一人一人が感染防止に対する意識を高め、それに向けた行動を徹底することです。ご家庭で手洗い・うがい・マスクの着用の仕方など再度のご指導をお願い致します。

未満児クラスのお子さんにつきましては、人混みは避ける、買い物の際などはむやみにものに触れさせない、水分をこまめにとるなどの対策をしましょう。

- ①お休みの期間も毎朝検温し、体調不良が見られる場合は外出を控えましょう。
- ②可能な限り、感染が拡大している地域への外出を控え、やむを得ず訪れた場合は、訪問後の健康観察や行動記録を継続して下さい。

2. 園児(同居家族)、職員が感染した場合の対応について

園内の消毒を徹底するとともに、個人情報の保護に十分配慮しながら、必要な情報を提供していきます。

- ①園児が感染した場合や濃厚接触者となった場合及び、感染の疑いがありPCR検査を受けた場合は、保育園まで連絡をして下さい。感染した場合及び濃厚接触者となった場合は、保健所・行政等の指示により登園停止とします。
- ②園児又は職員の感染判明後、保育を実施するに当たっては、園内全ての消毒を徹底した後再開いたします。
- ③園児又は職員の感染が判明した場合には、保健所により、園内での濃厚接触者の調査等が実施されますので、ご理解とご協力をお願いします。
- ④園児又は職員に感染者が発生した場合、原則として保護者の皆様に発生した事実をお伝えします。(個人名は公表しません)。グルリンで送信します。
- ⑤感染者に対する誹謗中傷や差別、憶測による不必要な情報発信をすることはあってはなりません。ご家庭で内容を共有する際は子どもの前では細心の注意をお願いします。
- ⑥園児又は職員の感染や感染者との濃厚接触が判明した場合には、感染拡大防止の観点から、濃厚接触者に該当する園児又は職員のみならず、感染者と接触があった園児には必要な情報を提供して参りますので、ご理解をお願いします。
なお、情報を提供するに当たっては、個人情報の保護に細心の注意を払ってまいります。

※ 濃厚接触者とは

感染者の発症の出た日の2日前から入院などをした日までに、必要な感染予防策をせず、1メートル程度の距離で、15分以上接触があった場合が該当します。

なお、15分間、感染者と至近距離にいたとしても、マスクの有無、「3密」の状況等の具体的な状況により個別に判断されますので、この条件に合致すればすべて濃厚接触者と判断されるわけではありません。

※ 年末年始休み中に、お子さんが、PCR検査を受ける・濃厚接触者となった・陽性判定を受けたのいずれかに該当した場合には、保育園の携帯電話にご連絡をお願いいたします。

保育園携帯電話番号 090-2027-2858